

「わくWORK徳島！新しいふるさと発見事業」

（徳島県ふるさとワーキングホリデー）

資料 3

受入団体等の募集について

徳島県では、今年度から首都圏・関西圏をはじめとする県外の若者（主に大学生等）などを募集し、県内各地で2週間～1ヶ月程度働きながら地域住民との交流や学びの場を通じて、徳島県の魅力を知っていただく機会を提供する「わくWORK徳島！新しいふるさと発見事業（徳島県ふるさとワーキングホリデー）」を実施します。

つきましては、都市部の若者等の就労を受け入れる企業・団体等を次のとおり募集します。

1 受入団体等

※受入団体等は、原則として次の要件を満たした方について、県が審査の上、決定いたします。

- ・労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、参加者に対して正当な賃金を支払うことができること。
- ・労災保険の加入など必要な手続きを行うことができること。
- ・地域の特性を活かした就労体験ができる団体等（例：農業、旅館・民宿・観光サービス、等）であること。
- ・交流イベントや学びの機会（市町村や県が委託する事業者等が主催・紹介）に参加させることができること。
- ・2週間から1ヶ月間程度受入れができること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業ではないこと。
- ・暴力団若しくは暴力団員ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2 受入時期・期間

R元年12月1日～R2年3月31日

（随時、上記のうち14日間～30日間程度）

※受入期間について、変更希望がある場合はご相談ください。

※受入団体等として応募いただいた場合でも、申込がない等の理由でマッチングできない可能性もございますので、予めご了承ください。

3 参加者（就労者）の募集

参加者（就労者）の募集は、原則として本事業の受託業者である「株式会社あわわ」（以下、「受託業者」という。）が行います。

4 今後のスケジュール

10月中旬～	受入れを希望する団体等の募集
11月上旬～	参加者の募集、説明会等の実施
12月上旬～	ふるさとワーキングホリデーの実施

5 経費について

本事業の経費の負担については、原則として下記のとおりです。

受託業者に請求できる経費については、事前に受託業者に連絡・調整の上支出し、その後受託業者へ請求してください。請求には、領収書等の証拠書類の提出が必要となります。

なお、下記以外の経費を要した場合、関係機関で協議の上、決定します。

項 目	受入団体等の負担 (A)	参加者の負担 (B)	左の経費のうち 受託業者(C)に 請求できる経費
参加者の労働賃金	○		
参加者の労災保険料、イベント保険料 <A→C>	○		○
参加者が滞在する際に支払う宿泊費 <B→C>		○	○ 【1泊あたり 3,000円上限】
参加者の宿泊先から勤務地までの往復に要する経費		○	△ 【交通条件が極めて悪い場合など、一定条件のもと別途相談に応じる】
受入企業等が参加者のために準備を要する物品等の経費 <A→C>	○		○ 【参加者1人あたり 10,000円上限】
参加者の居住地から本県までの移動に要する経費		○	
参加者の飲食に要する経費		○	

※様式や詳細な事項については、別途、受入団体等に周知します。

6 申込方法等

- (1) 提出書類：令和元年度「わくWORK徳島！新しいふるさと発見事業」
（徳島県ふるさとワーキングホリデー）受入団体等申込書
（別紙）
- (2) 提出方法：電子メールもしくはFAXにより提出
- (3) 提出先：株式会社あわわ
令和元年度「わくWORK徳島！新しいふるさと発見事業」
（徳島県ふるさとワーキングホリデー）受託業者
FAX：088-655-8212
Eメール：d-niki@awawa.co.jp

7 問い合わせ

＜具体的な募集内容等に関する事＞

委託業者：株式会社あわわ 担当 仁木

電話：088-654-1114

Eメール：d-niki@awawa.co.jp

＜本事業全体に関する事＞

徳島県地方創生推進課 担当：桑村

電話：088-621-2089

Eメール：chihouseiseisuishinka@pref.tokushima.jp